

京都市人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第37回、平成28年度第3回)

- 1 日 時 平成29年3月29日(水) 午後1時30分～3時40分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 伊藤副座長、康委員、桑原委員、白浜委員、十倉委員、外村委員、
藤原委員、森委員
(石津委員、中西委員 欠席)
京都市：人権啓発推進室 藪室長、浅野参事、青山参事他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 京都市人権教育・啓発推進計画(第2次)平成29年度実施方針について

事務局から、資料1-2を中心に方針(案)の内容やポイント等について説明

【委員の意見】

- 「京都人権ナビ」について、過去に府が制作したテレビ番組の活用や、教育庁ビデオライブラリとの連携など、今後、サイトの充実に取り組んでもらいたい。
- 来年度の懇話会では、新たに成立・施行された多くの法律が平成29年度の府の施策にどう反映されたか教えてもらいたい。中でも、外国人実習生の関係と、夜間中学の設置等の動きについてはよろしく願います。

(2) 平成29年度人権教育・啓発事業実施計画について

資料2-1を中心に、各部局の課題認識・取組の方向や、新規・拡充事業について説明

【委員の意見】

- 各事業実施計画の記載や説明に当たっては、「この点に力を入れる、拡充する」といったポイントを示してほしい。また、各事業計画の記載も、実施方針を踏まえた内容となるよう留意してもらいたい。
- 犯罪被害者等への支援について、国の第3次犯罪被害者等基本計画にあえて追記された「兄弟姉妹への支援」を意識して取組を進めてもらいたい。
- 働き方改革の動きや、ブラック企業・バイトの問題がある。労使共に労働法規への認識を深めるため、具体的事例を踏まえた学校段階からの教育・啓発が重要である。
- DVやストーカーの加害者側に対するカウンセリングの場が必要と考える。

(3) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

事務局から、専門委員会での意見聴取の状況や、教育・啓発、相談体制の整備に係る取組の検討状況等について説明

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）平成29年度実施方針について

- この実施方針を策定した後は、この方針を踏まえて各部局でも方針を策定するのか、それとも、この方針を全庁に周知することになるのか。
- 実施方針はその年度の重点を示すもの。方針策定後は会議等を通じて庁内に周知し、各部局において具体の事業実施に当たって、この方針を活かしていくという流れになる。
- 「京都人権ナビ」にはYoutube 動画も掲載されているが、著作権の問題はクリアしているか。
- 元々法務省が公開しているものにリンクしているもので、法務省にも連絡済。
- 京都府が過去に制作したテレビ番組等を「京都人権ナビ」に掲載することはできないのか。
- 可能かどうか確認する。
- 例えば教育庁のビデオライブラリとの連携など、今後、サイトの充実に取り組んでもらいたい。
- 多くの法律の成立・施行が記載されている。これらの法律が平成29年度の府の施策にどう反映されたか、来年度の懇話会で教えてもらいたい。
- その中でも、外国人実習生について、福知山の工業団地に実習生が来ていると聞いているが、そうした実習生について、法律を受けてどう関わりがあったか。
また、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）に関連して、夜間中学の設置等の動きがどうなったか、今後の懇話会で教えてもらいたい。

(2) 平成29年度人権教育・啓発事業実施計画について

- 新規の記載内容や説明が少ないように思う。各事業実施計画の記載や説明にも「この点に力を入れる、拡充する」といったポイントはあってほしい。方針に照らして各事業計画の記載を調整することも必要ではないか。
- 人権教育・啓発事業全体の枠組み自体は年度ごとに大きく変わるものではない。そうした中で、実施方針で重点事項を示すことで、例年の事業も漫然と行うのではなく、各部局において、予算議論段階で詳細未定の事業についても、実施方針を事業内容に反映していくことになる。
今後、事業実施状況の説明の中で、留意した点等についても説明していけるものと考えている。
- 新規事業や重点課題の説明に当たっては、毎年行っている事業でも人権という視点で見直すところという新しい点があるという視点で説明を。行政としても事業の確認になると思うので、来年度はそういった説明をお願いしたい。

<犯罪被害者等への支援>

- 犯罪被害者等について、実施方針で「国の第3次犯罪被害者等基本計画」に言及されているが、国の計画で「兄弟姉妹」とあえて追記されたことを意識して取り組んでもらいたい。
- 国の計画での「兄弟姉妹」の記載は承知しており、また、犯罪被害者の兄弟姉妹のケアについての問題意識は持っている。29年度は、市町村研修等でテーマとして取り上げていく方向で検討しているところ。

<女性に対するあらゆる暴力の根絶>

- 京都 SARA は画期的なシステムであり、庁内も含めてもっとアピールしてほしい。取組の進捗状況なども含めて、説明でももっと売り込んでほしい。
- H27.8~28.3の電話相談件数は延べ300件強（実数150人程度）。また、相談対応の時間も開設当初から延長して現在は10:00~22:00となっている。もっとアピールしていきたい。
- 昨年も言ったが、DVやストーカーの加害者へのカウンセリングの場が必要。
- 26年3月に策定したDV対策計画の中で加害者対策も明記しているが、その手法については、現在、国において検討している段階であり、今のところ施策に結びついていない状況。

- 性被害は健康福祉部の京都 SARA、DVは府民生活部となっているが、一体化できないのか。
- DV対策について、府民生活部は主に啓発、健康福祉部は家庭支援総合センターで相談や自立支援を行っている。部は別だが、密接な連携のもとに取り組んでいる。

<働き方改革、ブラック企業・バイト>

- 今、働き方改革の動きや、ブラック企業・バイトの指導・摘発の動きがあるが、この2つの単語の記載がない。中小企業では、会社側に悪質との認識がなかったり、労働者も労働法規を知らないといった状況もある。具体的事例を踏まえた学校段階からの教育・啓発が重要。
京都府で実施している無料の労働相談では、具体的にどういった人が相談を受けているのか。
- H28.3に府、京都市、京都労働局の3者で京都府ブラックバイト対策協議会を立ち上げて取り組んでいる。そこでのアンケート結果から見ても、そうした働き方が多くなっていると認識。
労働相談については、非常勤の弁護士及び常勤の産業カウンセラー等で対応しており、27年度からは夜間相談も実施している。
- ブラックバイトについて、学生の段階で教育がされていれば一定防げると思う。法的な面での社会教育を強化してもらえないか。
- 小中高校のキャリア教育の中で、「望ましい働き方」についてや消費者教育を行っており、労働局やジョブパークから学校に出向いてもらって講義してもらおうなどしている。

<女性の活躍支援>

- 輝く女性応援補助金はどのような人が受けて、どう活用されているのか。また、輝く地域女性活躍推進事業の内容を教えてください。
- 輝く地域女性活躍推進事業費は、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等についての勉強会・研修会や女性による地域活動を各地域で実施する関係団体とのネットワーク・体制をととのえるもの。
輝く女性応援補助金は、その事業主行動計画を実現するための補助事業として、更衣室や男女別トイレの整備等、女性が働きやすい職場環境の整備に活用されるもの。

<子どもの未来を守る事業>

- 子どもの未来を守る事業について、まなび・生活アドバイザーはどのような人がなっていて、待遇や配置人数等、具体的な状況を教えてください。
- まなび・生活アドバイザーはスクールソーシャルワーカー的な位置づけ。小学校については主に教員OBが子どもの状況を見て継続的なサポートをしている。中学高校では主に社会福祉士が家庭と社会福祉関係機関をつないだり、学校のケース会議にも入るなどしている。
配置校は28年度は60校。29年度は70校に増やす。また、中学校区に1人は配置しており、全ての学校に派遣できる体制にしている。
待遇としては、ボランティアではなく報酬を支払っており、週2、3日活動いただいている。
その他、29年度は小学生個別補充学習はほぼ全校で実施予定で、セカンドラーニングは府立高校の3校で実施予定。地域未来塾は28年度の32地域から29年度は45地域に増やして実施予定である。

(3) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

- 今回は午前中に専門委員会があったことから資料なしでやむを得ないが、次回懇話会には紙ベース資料を出してもらいたい。
- ヘイトスピーチがされることがわかった場合の府の担当部署というものはあるのか。
- ヘイトスピーチは深刻な人権侵害であり、人権啓発推進室で情報把握に努めている。府の公共施設の利用に関しては、当該施設管理者にて察知することになるので、そうした情報に基づき対応を検討することになる。ヘイトスピーチの対象が外国人ということが明確になれば、国際課とも連携して対応していくことになる。
- 警察では、デモ行進などの形態を取る場合には、警備部等が対応するケースが考えられる。